災害時における
要配慮者支援マニュアル

令和８年６月

習 志 野 市

はじめに

地域には、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、特に医療的ケアが必要な方々等、災害が起こった時に避難行動や避難生活において配慮が必要となる要配慮者がいます。

災害時における要配慮者の安全の確保には、行政だけではなく、地域（町会・自治会、自主防災組織等）及び地域支援組織（民生委員・児童委員、高齢者相談員）との連携と協力に基づく支援が不可欠です。

そこで、災害時における行政（市）、地域及び地域支援組織が要配慮者を支援するための手引きとなるようこのマニュアルを作成しました。

また、要配慮者とその家族が普段から準備しておくことや、災害時に必要な支援を呼びかける際の手引きとなるよう配慮しました。

このマニュアルは、要配慮者の支援に関する、基本的な事項を記載しておりますので、地域の実情を踏まえ、活用いただければ幸いです。

— 目　次 —

第１章　災害時における要配慮者に関する基本事項.....1
１．本マニュアルにおける「要配慮者」の定義と留意事項..... 1
２．要配慮者が抱える災害時の支障..... 2
３．避難の種類及び発令基準(地震災害等・風水害)..... 3.4

第２章　自助・共助・公助の役割.....5
１．自助・共助・公助の考え方..... 5
２．自助・共助・公助の役割..... 5

第３章　避難行動要支援者の取組み.....6
１．災害に備えた事前対策..... 6
（１）　要配慮者（避難行動要支援者）及びその家族の取組み ≪自助≫... 7.8
（２）　地域や地域支援組織の取組み ≪共助≫..... 9.10
（３）　市や行政機関の取組み ≪公助≫..... 11.12.13
２．災害発生時の対応..... 14
（１）　要配慮者（避難行動要支援者）及びその家族の取組み ≪自助≫.... 15
（２）　地域や地域支援組織の取組み ≪共助≫..... 16.17
（３）　市や行政機関の取組み ≪公助≫..... 18.19.20
３．避難生活支援時の対応..... 21
（１）　要配慮者（避難行動要支援者）及びその家族の取組み ≪自助≫.... 22
（２）　地域や地域支援組織の取組み ≪共助≫..... 23.24
（３）　市や行政機関の取組み ≪公助≫..... 25.26

第４章　福祉避難所における対応.....27
１．災害に備えた事前対策..... 27
２．災害発生時の対応..... 28.29.30

第５章　乳幼児とその保護者の取組み.....31
１．災害に備えた事前対策..... 31.32
２．災害発生時の対応..... 32.33

第６章　妊産婦の取組み.....34
１．災害に備えた事前対策..... 34
２．災害発生時の対応..... 35

第７章　病弱者（慢性疾患を有する方等）の取組み.....36
１．災害に備えた事前対策..... 36
２．災害発生時の対応..... 37

第８章　日本語の理解が十分でない外国人の取組み.....38
１．災害に備えた事前対策..... 38
２．災害発生時の対応..... 38.39

要配慮者支援に関するQ&A
災害時における要配慮者支援マニュアル　様式集
１．福祉避難所への「要配慮者要請書」

第1章　災害時における要配慮者に関する基本事項

１．本マニュアルにおける「要配慮者」の定義と留意事項

１）本マニュアルでは、避難行動において支援を要する者や避難生活で配慮を要する者を総じて「要配慮者」と定義します。
　また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と定義します。
２）要配慮者と避難行動要支援者は、主に次のような人を対象とします。

■要配慮者の定義■

<table>
<tr><td rowspan="6">要配慮者</td><td rowspan="4">高齢者
障がいのある人</td><td rowspan="4">避難行動要支援者</td><td>65 歳以上の要支援又は要介護認定者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方</td></tr>
<tr><td>40 歳から 64 歳の方のうち要支援又は要介護認定者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯と同居している方</td></tr>
<tr><td>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に規定する介護給付のサービスを受けている方</td></tr>
<tr><td>上記のほか、地域の中で見守りが必要な高齢者又は障がいのある人</td></tr>
<tr><td colspan="3">乳幼児</td></tr>
<tr><td colspan="3">妊産婦</td></tr>
<tr><td colspan="3">病弱者（慢性疾患を有する方等）</td></tr>
<tr><td colspan="3">日本語の理解が十分でない外国人</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他地域で配慮が必要な方</td></tr>
</table>

３）行政（市）、地域及び地域支援組織において、要配慮者への適切な支援を行うために、要配慮者の特性について理解し、一人ひとりの特性に応じた支援を行うことが必要となります。

２．要配慮者が抱える災害時の支障

１）要配慮者が抱える災害時の支障については、概ね次のように大別できます。

■要配慮者が抱える災害時の支障の例■

要　因	具体的な支障
情　　報	○ 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知する能力が十分で無いか、困難である。 ○ 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知して適切な対応を取ることができないか、困難である。 ○ 危険を知らせる情報を受け取ることが出来ないか、困難である。 ○ 危険を知らせる情報を理解・判断する能力が十分で無いか、困難である。
危険回避行動	○ 瞬発力が十分でないため危険回避が遅れ、倒れてくる家具などから身を守れない。 ○ 風水害時の強風や濁流等に抗することができない。 ○ 危険回避しようとあわてて行動することで､逆に死傷してしまう。
移動行動	○ 被災した道路の段差、冠水などにより、移動が困難になる。 ○ 移動が難しく、日常の移動行動が困難になる。 ○ 独自の補助具などが入手しにくいことにより､移動が困難になる。 ○ 自宅の被害により、自宅内での移動が困難になる。 ○ 地理に不案内で、どこに何があるかが分からない。 ○ 標識などの意味を理解することが出来ない。
生　　活	○ 薬や医療器具（ストマ用装具含む)、機器がないと生命・生活の維持が難しい。 ○ 医療器具・機器を稼働させる電力がないと生命の維持が難しい。 ○ 避難所がバリアフリー化されていないと、生活に困難が生じる。 ○ 周囲との会話ができず、生活上の基本的な情報を得にくいため、生活に困難が生じる。
適　　応	○ 精神的障がいによる不安定な状態が、被災により増幅される。 ○ 日常生活の変化への適応能力が十分でないため、回復が遅い。 ○ 他者とのコミュニケーション能力が十分でなく、避難所での共同生活を送ることが困難である。 ○ 感染症等への抵抗力が弱く、避難所で病気にかかることが多い。

２）要配慮者が被災した際に必要とする支援は、それぞれの障がいの程度などにより異なりますが、要配慮者は、これらの支障を重複して被りやすく、被災したことにより、潜在的に持っている支障が増幅される場合も見られるなど、一般の人々に比べて災害による影響が大きく、配慮が必要です。

３．避難の種類及び発令基準（地震災害等・風水害）

■避難の種類及び発令基準（地震災害等）■

種類	内　容	基　準
	◆自らの避難行動を確認 ●自宅の被害状況・程度やライフラインの稼働可否を確認します。 ●ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認します。 ●避難先や避難経路等、避難情報の把握手段を再確認します。	**１）市内で震度４を記録** → **危機管理課職員をもって情報収集体制へ移行** → **多角的に情報収集、市域の被害状況を把握** → **市域の被害状況（内容・規模）を分析**
	◆被災者は在宅避難又は自主避難 ●自宅が安全で生活が可能な被災者は、在宅避難を求めるもの。 ●自宅の被害状況が著しく生活が不可能であり、親族・知人宅等に避難できる被災者は自主避難を求めるもの。 ●在宅避難や自主避難ができない被災者は、市が開設する避難所への避難準備を求めるもの。	**１）市内で震度５弱を記録** → **危機管理課職員をもって警戒配備へ移行** → **多角的に情報収集、市域の被害状況を把握** → **市域の被害状況（内容・規模）を分析**
避難指示	**◆自宅や地域の危険な場所から全員避難** ●災害が発生する危険が高まっており、速やかに危険な場所から高台等への避難先へ避難を求めるもの。 ●対象地域の全員に対し、速やかに危険な場所から避難を求めるもの。	**１）津波注意報、津波警報や大津波警報発表** **２）『避難指示』を発令する判断材料** **①地震火災の発生、延焼等により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき** **②がけ崩れ等の地変が発生し又は発生のおそれがあり、付近の住民に生命の危険が及ぶと認められるとき** **③その他の状況により住民の生命及び身体を守るため、本部長（市長）が必要と認めるとき**

◎避難指示は、避難のための立退きを行うことにより、かえって住民の生命又は身体に危機が及ぶおそれがあると認めるときは、本部長（市長）は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待機その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができます。
（令和３年５月20日災害対策基本法の一部改正）

■避難の種類及び発令基準（風水害）■

種類	内　容	基　準
	★警戒レベル１ ◆災害への心構えを一段と高めます。 ●最新の気象情報等に留意します。	１）気象情報早期注意情報（警報級の可能性）が発表 →　**職員の連絡体制を確認** →　**多角的に情報収集、市域への影響の有無を判断**
	★警戒レベル２ ◆自らの避難行動を確認 ●ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認します。 ●避難先や避難経路等、避難情報の把握手段を再確認します。	１）気象情報レベル２注意報（大雨･土砂災害・河川氾濫・高潮）及び大雪、強風が発表 →　**市域への影響度（時期・被害内容）を分析** ２）警報に切替わる可能性の高い注意報 〔※24 時間積算雨量が 200 ㎜の予測がある時〕 〔※河川の警戒巡視等により危険が予測される時〕 →　**高齢者等避難の発令準備を判断**
高齢者等避難	★警戒レベル３ ◆危険な場所から高齢者等は避難 ●避難に時間を要する人（高齢者や障がいのある人･乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難を求めるもの。 ●高齢者等以外の人も普段の行動を見合わせるとともに、避難の準備を開始し、必要に応じて自主的に避難を求めるもの。	１）気象情報レベル３警報（大雨･土砂災害・河川氾濫・高潮）及び大雪、暴風、暴風雪、波浪が 発表 →　**危機管理課職員をもって情報収集体制へ移行** ２）気象庁による危険度分布（キキクル）にて警戒：赤が発表〔※24 時間積算雨量が 200 ㎜以上に達した時〕 →　**『高齢者等避難』を発令する判断材料** ３）その他の状況により住民の生命及び身体を守るため、本部長（市長）が必要と認めるとき
避難指示	★警戒レベル４ ◆危険な場所から全員避難 ●災害が発生する危険が高まっており、速やかに危険な場所からの避難を求めるもの。 ●対象地域の全員に対し、速やかに危険な場所から避難を求めるもの。	１）気象情報レベル４危険警報（大雨・土砂災害・河川氾濫・高潮）が発表 →　**『避難指示』の発令準備を判断** ２）気象庁による危険度分布（キキクル）にて危険：紫が発表〔※24 時間積算雨量が 250 ㎜以上に達した時〕 →　**『避難指示』を発令する判断材料** ３）その他の状況により住民の生命及び身体を守るため、本部長（市長）が必要と認めるとき
緊急安全確保	★警戒レベル５ ◆命の危険！直ちに安全確保 ●すでに災害が発生又は切迫、安全な避難が難しい状況のため、直ちに身の安全の確保を求めるもの。	１）気象情報レベル５特別警報（大雨・土砂災害・河川氾濫・高潮）及び大雪、暴風、暴風雪、波浪が発表 ２）気象庁による危険度分布（キキクル）にて災害切迫：黒が発表 →　**『緊急安全確保』を発令する判断材料**

※１　避難所報の発令は、地域を限定し、必要と認める地域の居住者等に対し発令する。

※２　避難指示は、避難のための立退きを行うことにより、かえって住民の生命又は身体に危機が及ぶおそれがあると認めるときは、本部長（市長）は、屋内での待機その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができます。
（令和３年５月 20 日災害対策基本法の一部改正）

第2章　自助･共助･公助の役割

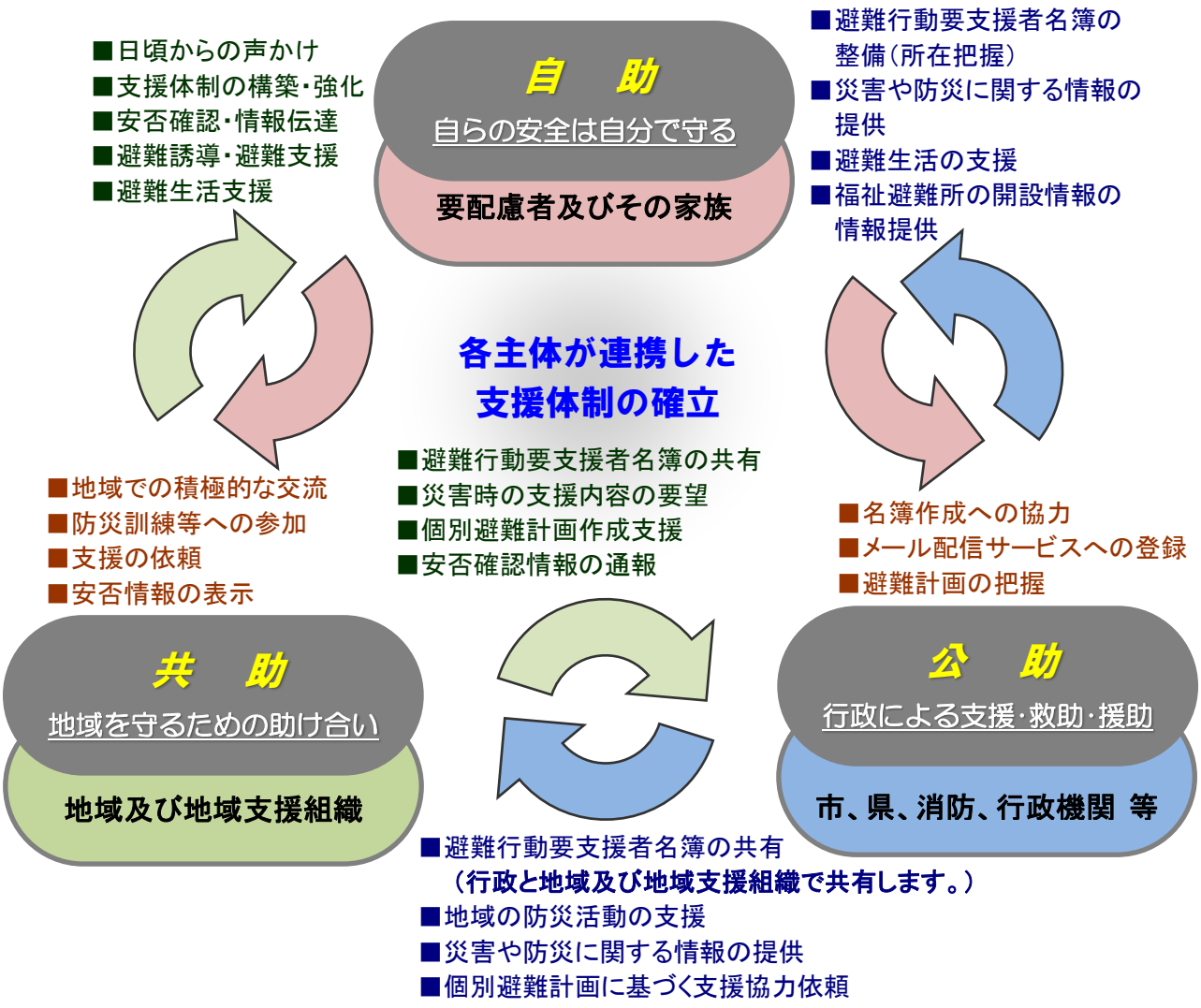
１．自助・共助・公助の考え方

１）大規模災害時には、行政（市）による救援体制（公助）が整うまでに時間を要することも想定されます。災害から身を守るためには、何よりもまず、市民一人ひとりが普段から災害に備え、災害時に適切な対応と行動をとること（自助）が大切です。特に、平常時から要配慮者自身や周りの支援者による災害への備えによって、被害を最小化し、自らの身を守ることが求められます。

２）災害時は、被害の状況に応じて、救出などの迅速な対応が必要となるため、隣近所をはじめとした地域、町会・自治会、自主防災組織等（以下「地域」という）における初動の支援・取組み（共助）が求められます。

３）一方で、平常時からの災害予防活動、支援活動や災害時の救援活動などの公助の働きは、自助や地域及び民生委員・児童委員、高齢者相談員（以下「地域支援組織という」による共助の活動と併せて地域全体の防災力の維持・向上に繋がります。

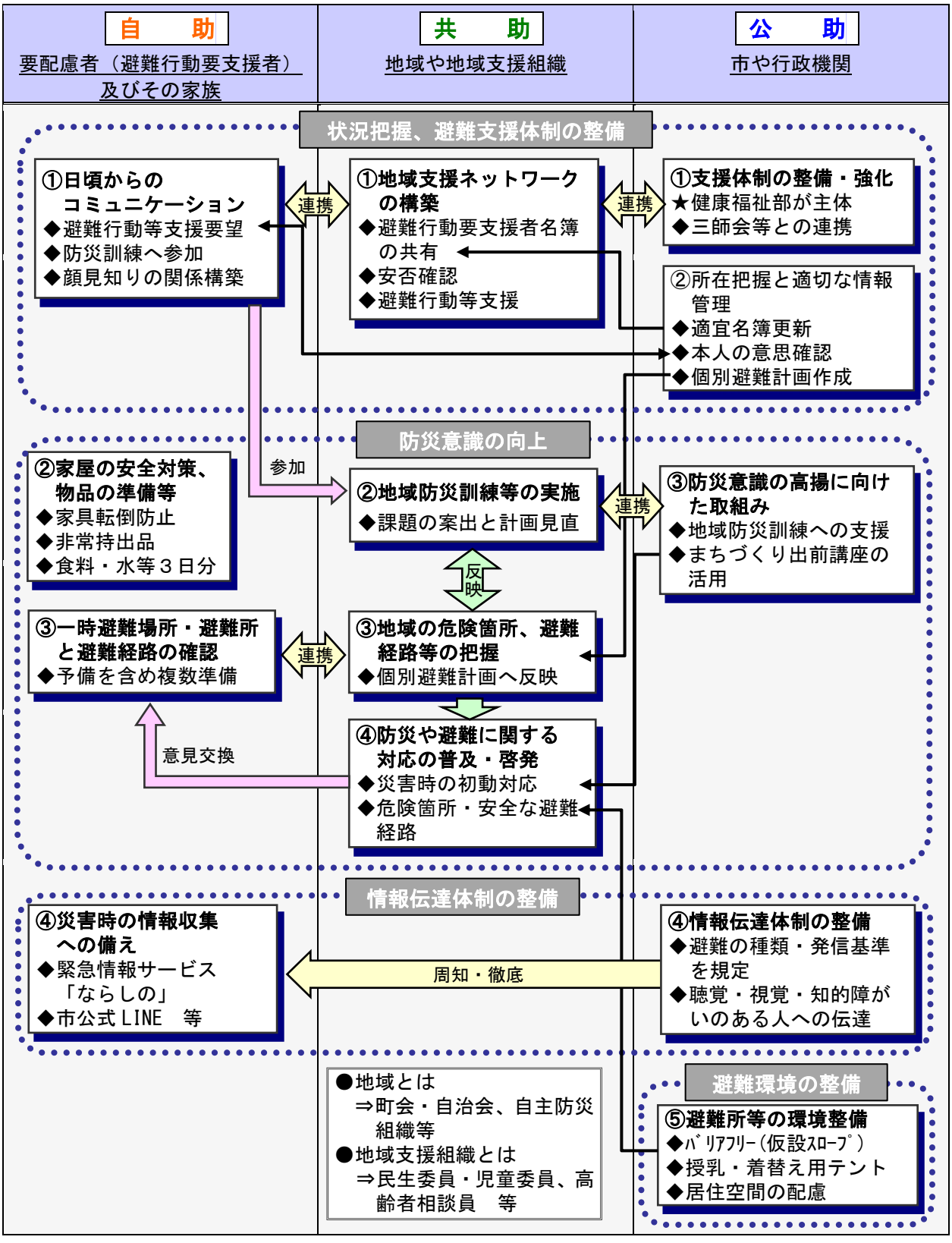
２．自助・共助・公助の役割



第3章　避難行動要支援者の取組み

１．災害に備えた事前対策

■災害に備えた事前対策における各主体の取組み■



（１）要配慮者（避難行動要支援者）及びその家族の取組み ≪自助≫

①　日頃からのコミュニケーション

ア　要配慮者やその家族は、日頃から地域の人に自分達のことをよく知ってもらうため、防災訓練などへの参加を通じて、地域の方々と積極的に交流し、避難時の支援内容等について理解を求め、絆意識を高めます。

イ　災害時、円滑に支援が受けられるよう名簿作成と協力を理解します。

ウ　災害時の避難行動に関する支援を依頼し、安否確認の要領（ハンカチ・タオル・カードなどの掲示）も決めておきます。

②　家屋の安全対策、物品の準備等

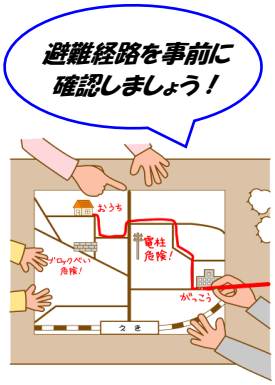
ア　家具の倒れやすい方向を踏まえた安全な配置・固定及び火災警報設備や消火器の設置等、生活圏内の被害拡大防止の安全対策を行います。

イ　飲料水・食料・救急セット・常備薬・歯ブラシ・タオル等の生活必需品や懐中電灯・携帯型ラジオ・電池・モバイルバッテリー等の非常用持出品を確保し、災害時に困惑しないよう準備します。

ウ　*ストマ用装具などの医薬品・医療器具についても確保に努めます。また、耳の不自由な方や音声言語障がいの方は、普段から筆談用のメモ帳や筆記具の携帯を心がけます。

＊ストマ用装具とは、人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストマから排泄物を貯留するための装具です。

③　一時避難場所・避難所と避難経路の確認



ア　災害時に円滑に避難できるよう、自宅や勤務先、よく行く外出先から*1一時避難場所や*2避難所等までの避難経路を普段から確認し、複数準備しておき、家族、同僚など周りの支援者とともに情報を共有します。

イ　地域や市が行う防災訓練などに参加し、地域の方々との交流（顔見知りの関係）を深め、地図上では分からなかった危険箇所などの意見交換のため、積極的に参加します。

なお、避難先は一時避難場所・避難所だけではありません。親戚・知人宅やホテル・旅館などに早めに避難することも考えてみましょう。

＊1「一時（いっとき）避難場所」とは、地域において災害発生時に延焼火災などから身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する場所（屋外）です。（学校のグラウンド・敷地内の空地、公園等）

＊2「避難所」とは、家屋の倒壊や火災等により住居を失った者または、居住が困難となった者のうち、引き続き避難を必要とする者を一定期間収容し、保護するための施設（屋内）です。（小・中・高等学校の体育館や武道場、市営体育館等）

④　災害時の情報収集への備え

災害時には情報の入手が困難になるため、災害情報の入手方法について、習志野市で運用している緊急情報サービス「ならしの」、市公式Ｘ及び市公式ＬＩＮＥへの登録や携帯ラジオ等の事前の備えが重要となります。自らの環境に応じて必要な情報が得られるよう準備しておきましょう。

ア　緊急情報サービス「ならしの」

緊急情報サービス「ならしの」

◆災害情報や竜巻注意情報などの気象情報、犯罪・防犯に関する情報など９つのカテゴリの中から必要な項目を選択するだけで、携帯電話（スマートフォン）、パソコンなどに緊急情報をリアルタイムに配信します。

◆防災行政無線（屋外スピーカー）での放送内容についても配信します。

※防災行政無線が聞き取りにくい場合でも、情報を受信できますので、緊急時の情報収集ツールとしてぜひ登録してください。随時登録・解除ができます。

◆カテゴリ

① 火災
② 災害情報
③ 光化学スモッグ・ＰＭ２．５
④ 不審者情報
⑤ 迷子・行方不明者
⑥ 市内犯罪発生状況
⑦ 習志野市の緊急事態
⑧ 防止行政無線の放送内容
⑨ その他

★ 夜間や休日でも緊急情報を受信できる！
★ 後で読み返すことができる。
★ 防災行政無線の緊急放送に気づかない、聴き取れなくても自動で受信できる！！

ＱＲコード

メール送信すると、折り返し、登録用メールが届きます。手順に沿ってご登録ください。

※QRコードは、未対応の機種もあります。その場合は下記アドレスに空メールしてください。

t-narashino@sg-p.jp

イ　習志野市公式Ｘ（ユーザー名：@Narashino_EI）

ウ　習志野市公式ＬＩＮＥ

（２）地域や地域支援組織の取組み ≪共助≫

①　地域支援ネットワークの構築

ア　地域及び地域支援組織は、普段から避難行動要支援者に対して積極的に交流を図り、声かけ・見守り活動等を通じて、所在や状況・特性など、現状の把握に努めるとともに、行政（市）との協力体制の整備を図ります。

イ　地域支援組織は、市が整備している「避難行動要支援者名簿」を普段から共有し、避難行動要支援者に関する実態把握に努め行政（市）と情報を共有します。

※「名簿を共有する主体」については、１１ページに記載しています。

ウ　その他、地域支援ネットワークを構築し、災害時における支援の担当を事前に検討するなど、要配慮者の理解に努め、安否確認要領や避難行動等の支援計画について地域全体で強化し、災害時の円滑な支援が行えるようにします。

②　地域防災訓練等の実施

ア　地域住民が災害時の避難行動について実践的に学び、地域として適切な支援が行えるよう、地域の災害特性を考慮した防災訓練（安否確認、避難行動、避難所運営訓練等）を、主体的に企画・実施します。

イ　災害時、地域での避難誘導や支援の流れを確認することができる機会であるため、要配慮者（避難行動要支援者）の方々に積極的な参加を呼びかけます。

ウ　訓練は定期的な実施に努め継続し、実施後、訓練の様子について振り返り、課題等について話し合うことが重要です。

エ　明らかになった課題は、次の訓練時、改善に努め、防災力の向上に繋げます。

オ　防災訓練等での交流を通じて、避難時の役割等を共有・周知し、地域支援ネットワークの更なる強化に繋げます。

訓練を企画してみましょう！

地域としての防災意識や対応力の維持・向上をさせるとともに要配慮者（避難行動要支援者）に対する支援内容を確立するため、地域が主体となって訓練を企画してみましょう。市では、訓練の企画・実施に関する問い合わせを随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

【訓練の企画】
〇訓練目的の確立
〇主対象者は
〇訓練項目の選定
〇実施日時、スケジュール
〇実施場所
〇必要な物品（いす、机、車いす、担架など）
〇役割分担（責任者、支援担当、事務など）



③　地域の危険個所、避難経路等の把握

ア　普段から地域内を見てまわり、地域内の危険箇所や避難経路などを事前に把握、状態の変化等を確認し、各種防災マップや地区別防災カルテなどへ反映します。

イ　地域内の危険箇所などの情報は、「個別避難計画」に反映し、避難行動要支援者及びその家族等への周知に努めるとともに地域で共有するようにします。



④　防災や避難に関する対応の普及・啓発

ア　家屋の耐震診断・改修補助事業の制度の周知や家具の倒壊による危害防止のため、家具等の移動や固定について普及し、住宅の安全対策の支援に努めます。

イ　要配慮者及びその家族を含めた地域住民に対し、地域内の一時避難場所や避難所及びハザードマップに基づく危険箇所など、特性を踏まえた内容について、地区別防災カルテに記載し、普段からの備えについて啓発する等、防災意識の向上を図ります。

ウ　被災状況及び避難の有無等、安否確認の要領について、戸建住宅又は中高層マンション住宅等の特性を踏まえ、地域で取り決めを行い、災害時の初動対応について備えます。

（３）市や行政機関の取組み ≪公助≫

①　支援体制の整備・強化

ア　平時からの支援及び災害時の避難行動要支援者に対する安否確認や救出救護の支援について、庁内の体制整備をします。

イ　普段より、安否確認にあたる関係者・関係機関と災害時の対応等、特に安否確認に関する条件・時間帯・不在者への処置について協議し、地域及び地域支援組織との連携体制の強化に努めます。

　また、「避難行動要支援者名簿」作成後、「個別避難計画」に基づき、避難行動要支援者それぞれに配慮した情報伝達、避難誘導・支援の体制を整備します。

ウ　健康福祉部は、普段から三師会（習志野市医師会・習志野市歯科医師会・習志野市薬剤師会）、災害拠点病院、救急告示病院、透析対応病院等の関係機関と連携を図り、災害時の医療救護活動の役割等について相互理解に努めます。

　この際、各避難所及び在宅避難の方で医療的対応が必要な方に対する診療は、「習志野市災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、医師会等との連携により対応します。

エ　避難行動要支援者の対応にボランティアを活用する場合、ボランティアセンター等から派遣されるボランティア等と連携して対応します。

　この際、受入体制の整備及びボランティアへの作業の割り振りや配置計画などについて、庁内各部局と調整し、事前に想定しておくこととします。

②　所在把握と適切な情報管理



ア　避難行動要支援者名簿作成について、健康福祉部が主体となり、災害時の安否確認や避難誘導・支援を円滑にするため、避難行動要支援者の所在や状況、支援内容等の把握に努め、適宜名簿を更新します。

イ　名簿の管理は、地域支援組織等による見守り活動に活用するため、避難行動要支援者本人の意思を確認した上で行い、個人情報の漏えい、滅失・毀損を防止するため、保管場所の施錠等、必要な措置を講じ、適正に管理します。

避難行動要支援者名簿を共有する主体	
１．健康福祉政策課	６．民生委員・児童委員
２．高齢者支援課	７．高齢者相談員
３．障がい福祉課	８．消防団
４．危機管理課	９．自主防災組織 （※名簿の提供を希望する組織）
５．消防本部警防課	

※ ただし、本人が名簿への登載に不同意の場合は6～9に配布する名簿へは登載しません。
（対象者全員に通知文を送付し、同意について確認します。）

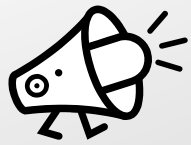
ウ　作成した「個別避難計画」は、健康福祉政策課、高齢者支援課、障がい福祉課、民生委員・児童委員、高齢者相談員の各関係者で共有します。

③　防災意思の高揚に向けた取組み

ア　災害への備えや災害時の対応等を示した本マニュアル等を活用し、普段から避難行動要支援者等に防災準備の徹底を呼びかけ、また、「市がどのような支援施策を行っているか」について、市ホームページ等で周知し、自発的な活動がとれるよう促すとともに防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災意識の高揚を図ります。

イ　まちづくり出前講座等の研修時に地域及び地域支援組織に対し、説明を実施するとともに、地域の防災訓練への支援を通じ、地域全体の防災意識高揚の取組みを推進します。

まちづくり出前講座



◆習志野市では、市職員が皆さんの勉強会に出向いて防災や福祉など市政についてお話する「まちづくり出前講座」を受け付けています。
◆出前講座のメニューや担当課等、市HPに記載していますので、以下URLをご確認ください。
（http://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/kyodoseisaku/demae.html）

④　情報伝達体制の整備

ア　要配慮者（特に高齢者）は、災害時の迅速な避難が困難となります。そのため、避難に資する情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を迅速かつ確実に伝達するため、発令体制の整備を推進します。

イ　市（危機管理課）では、災害状況に応じて避難に資する情報の発信ができるよう、発令（判断）基準を「避難の種類及び発令基準」のとおり定め、庁内各課及び関係機関へ周知徹底を図ります。

ウ　庁内各課及び関係機関では、気象警報の発表や高齢者等避難及び避難指示が発令された際の対応の流れを明確化しておきます。

エ　災害時の情報伝達や相談業務のための協力が得られるよう、避難行動要支援者の支援関係団体や情報伝達に必要な専門的技術を有する団体や個人（盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者等）との連携を図り、体制を整備します。

オ　聴覚・視覚・知的障がいなどの様々な情報取得困難者にも確実に伝達できるよう、緊急情報サービス「ならしの」や市公式Ｘ及び市公式ＬＩＮＥによる活字情報及び防災行政無線による音声情報の伝達体制の整備に努めます。

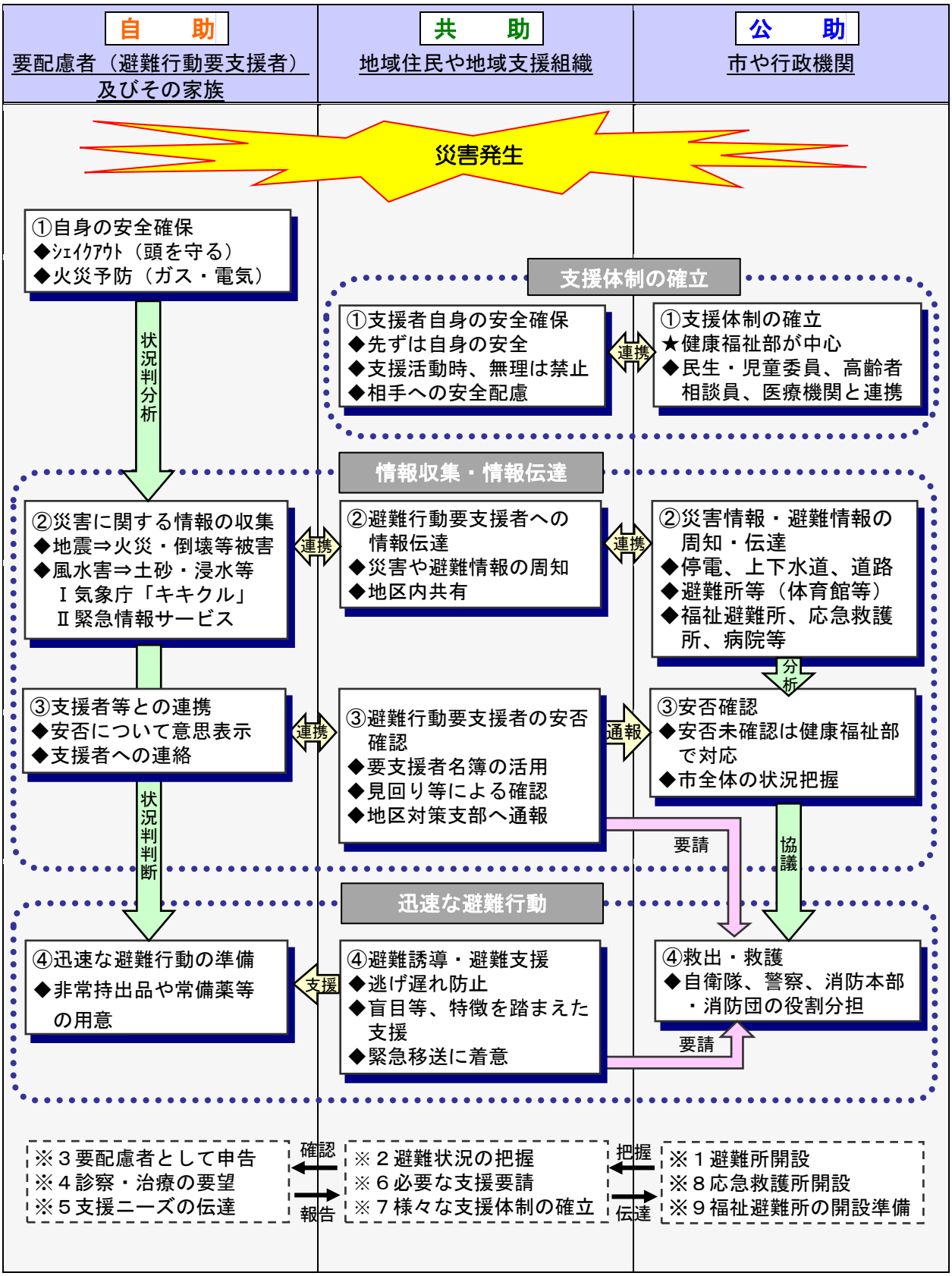
⑤　避難所等の環境整備

ア　要配慮者の避難生活に対応できるよう、避難所施設の建て替えや改修の際に、バリアフリーを考慮した施設整備を進めるとともに、ストマ袋や主要サイズのおむつ及び仮設スロープなど、要配慮者を含めた避難者が生活に必要となる物資の備蓄を図ります。

イ　避難所内に授乳用テントや着替え用テントの設置、また、高齢者及び障がいのある人で医療的ケアが必要な方の居住空間を障がい者用トイレ近傍の学校会議室等に確保します。

２．災害発生時の対応

■ 災害発生から避難するまでの各主体の取組み ■



（１）要配慮者（避難行動要支援者）及びその家族の取組み ≪自助≫

①　自身の安全確保

ア　災害が発生した際は、まず自身の安全を確保することを最優先します。座布団など手近なもので頭を守り、テーブルや机などの下に入り、揺れが収まるまで動かないようにします。揺れが収まったら火の始末を行い、通電火災予防のため、ブレーカーを落とします。

イ　もし、救助等が必要な場合や一人での避難が困難な場合は、笛などの大きな音の出るものを活用し、自らの所在を支援者や周囲に知らせるよう努めます。

②　災害に関する情報の収集

ア　早めの避難行動や迅速な対応を行うためには、災害に関する情報や市の対応状況などの情報を収集することが重要です。特に避難を判断するきっかけとなる情報として、気象庁発表の「気象情報」及び「キキクル」や市が発令する避難情報の警戒レベル３以上の「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」といった情報が重要となります。

イ　自宅等において災害に遭遇した場合、身の安全を確保した後で、事前に登録した緊急情報サービス「ならしの」や市公式Ｘ及び市公式ＬＩＮＥなどといった多様な手段を活用し、最新の情報をできる限り収集しましょう。



③　支援者等との連携

ア　玄関ドアへの張り紙又はタオル等の表示等、地域で定めた安否確認要領に基づき、地域支援者等に「自身の安否」や「避難所等に移動すること」など意思表示をしましょう。

イ　できれば支援者に連絡を取るとともに、現在の状況を伝えましょう。

④　迅速な避難行動の準備

非常持出品や常備薬等を用意し、避難行動が行えるように準備します。この際支援者等と協力して、できる限りの迅速な行動を心がけます。

（２）地域や地域支援組織の取組み ≪共助≫

①　支援者自身の安全確保

災害時には、まず自身の安全を確保することを最優先します。その後、支援活動を行う際も無理をせず、ご自身と避難行動要支援者の安全配慮に努めます。

②　避難行動要支援者への情報伝達

ア　災害時、市は住民全体への確実な情報発信に努めます。併せて、地域及び地域支援組織は、自分たちが得た災害や避難に関わる情報の周知・伝達をお願いします。

イ　避難所及び地区対策支部を開設した場合、市からの情報は、防災行政無線等の他、地区対策支部を通じて地域に発信するため、積極的に情報を受け取るようお願いします。

ウ　収集した情報は地区内で共有し、避難行動要支援者に確実に伝わるよう、地域全体で取り組みをお願いします。



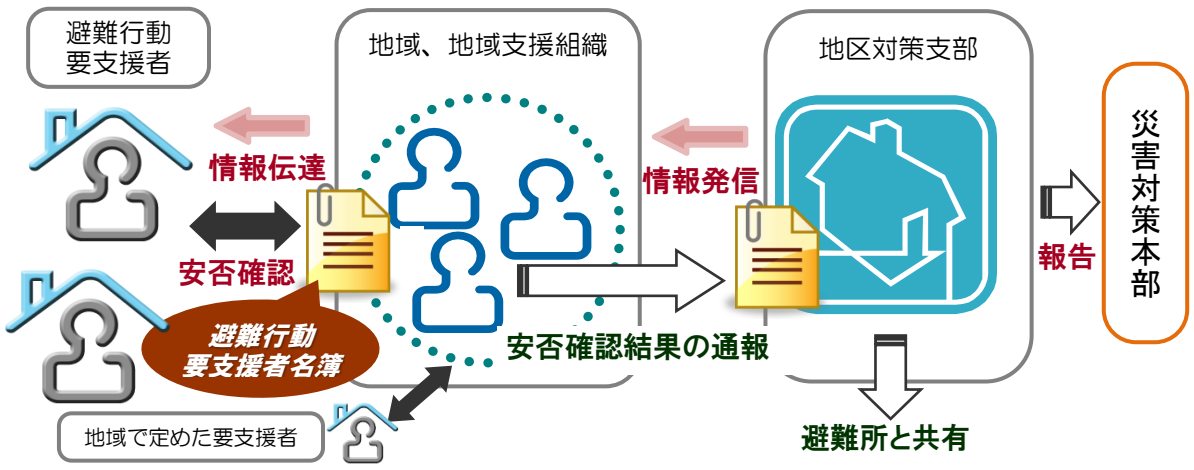
③　避難行動要支援者の安否確認

ア　災害時における避難行動要支援者及び地域独自で把握している要配慮者の安否確認は、地域や地域支援組織による主体的な対応及び見回り等により、確認をお願いします。この際、「避難行動要支援者名簿」を活用してください。

イ　安否確認の際に把握した安否の有無、救援内容を避難所及び地区対策支部へ通報をお願いします。

ウ　災害対策本部への報告は、地区対策支部が実施しますが、開設されていない場合は、災害対策本部への通報をお願いします。

■名簿を活用した安否確認の流れ ■



④　避難誘導・避難支援

ア　地域及び自宅等で安全が確保できず、市指定の避難所又は地域の公民館等へ、避難行動を開始するに当たっては、危険のない範囲で確認し、隣近所で声をかけ合い、逃げ遅れ等が無いよう要配慮者の支援に努めましょう。



イ　地域及び地域支援組織は、まず、自身の安全を最優先し安全を確保できる範囲内において、あらかじめ検討した役割分担に従い、要配慮者の避難誘導・避難支援の対応をお願いします。

ウ　歩行困難・医療機器を常時携帯・盲目・難聴等、要配慮者のそれぞれの特徴を十分踏まえた避難支援となるよう十分考慮して対応しましょう。

エ　医療機関等への依存度が高い人への支援は、速やかに市へ対処・救援を求め、緊急移送に着意しましょう。この際、市の対処・救援に時間を要する場合及び緊急性を要する場合は、共助で対応し、医療機関等へ移送をお願いします。

　また、体調不良や精神的に不安定になった人などについても、同様に対処を求めましょう。

■避難誘導・避難支援の留意点■

１）支援者ご自身の身の安全確保を最優先します。
２）地域内の安全な待機場所の確認と避難場所又は避難所までの安全な経路を確認します。
３）避難の順位としては、避難行動要支援者の中で歩行困難な者を優先します。
４）避難の際には、できる限り安全な経路を選定します。
５）道路の陥没・倒木又は電柱の倒壊等、危険な場所には、看板及びロープ等により表示を行います。また、夜間等、状況により誘導員を配置します。
６）移動が困難な者は、状況により適切な場所に集合させ、車両等による輸送を行います。
７）避難所等の収容先での避難状況の把握の容易性を考慮し、できる限り町会・自治会等の単位で避難を行い、避難漏れを防止します。

（３）市や行政機関の取組み ≪公助≫

①　支援体制の確立

ア　災害発生時には、健康福祉部が中心となり、民生委員・児童委員、高齢者相談員及び医療関係機関等との連絡体制を確保し、協力を要請するなど、要配慮者に対する支援体制の早期確立に努めます。

イ　地域や地域支援組織並びにボランティア等、行政（市）を含めた各主体の役割を確立し、連携して対応に当たります。

②　災害情報・避難情報の周知・伝達

ア　災害対策本部（危機管理課）は、災害発生当初、被災者の円滑な避難を実現するため、関係機関及び企業局等から市内の停電・上下水道の状況、道路及び避難所となる学校体育館等の正しい災害情報等の確実な周知・伝達に努めます。

■情報伝達手段■

１）メール・ＬＩＮＥ	２）習志野市公式Ｘ
３）防災行政無線	４）緊急情報サービス「ならしの」
５）市ホームページ	６）広報車
７）地区対策支部からの情報発信	８）電話問合せ時の伝達

イ　地区対策支部職員は、災害対策本部から福祉避難所・応急救護所の開設及び市内の病院の状況等について把握し、避難所配備職員と連携して地域に向けた情報発信を行います。

ウ　情報発信は、避難所のホワイトボードや掲示板等を活用するとともに、地域支援組織と連携し、要配慮者への周知・伝達を実施します。



エ　健康福祉部（高齢者支援課・介護保険課）は、福祉避難所となる社会福祉施設の管理者に連絡し、施設の稼働の可否について、災害対策本部に情報提供します。

オ　習志野市医療本部（健康支援課）は、応急救護所の開設及び救急告示病院・災害拠点病院・域外災害拠点病院の受付状況を把握し、災害対策本部に情報提供します。

カ　各施設･団体からの要望に対応する市の窓口を、健康福祉部内に担当を設けて一本化し、適切に対処するための体制を整備します。また、市民相談窓口での福祉に関する市民相談の実施に備え、窓口対応要員の確保に努めます。

■市から発信する情報の例■

★災害及び被害に関する情報
○災害状況（地震の規模・震源、余震状況、台風・気象情報、各種警報等） ○市内の被害発生状況（火災、倒壊・倒木、液状化、土砂災害、陥没、洪水等） ○ライフラインの被害状況・復旧状況（上水道・下水道・ガス・電気・電話等） ○道路・交通状況（渋滞、冠水、交通規制等） ○市の応急対策・復旧対策の実施状況 ○その他市民の安全対策に必要なこと
★生活支援に関する情報
○医療機関・応急救護所の対応状況 ○食料・飲料水、物資等の配布情報（配布するもの、配布日時・場所等） ○保健・福祉サービス等の生活支援情報 ○被災者に対する各種援助、助成等支援策 ○各種相談窓口の対応状況 ○仮設住宅の設置、入居の情報 ○り災証明・義援金の受付手続き情報 ○その他市民の安全確保に必要なこと

■要配慮者（避難行動要支援者）への配慮事項の例 ■

区　分	具体的な支援
高齢者	○わかりやすい口調でゆっくり伝えます。 ○音声情報で複数回繰り返します。 ○大きな文字で情報を伝えます。
視覚障がいのある人	○音声情報で複数回繰り返します。 ○点字による情報提供に努めます。 ○盲ろう通訳・介助員を避難所に派遣します。
聴覚障がいのある人	○文字（ひらがな）、図、絵などを組み合わせて情報を伝えます。 ○盲ろう通訳・介助員・手話通訳や要約筆記者を避難所に派遣します。 ○掲示板、ＦＡＸ、メール等を活用した情報提供を行います。
知的障がいのある人	○文字（ひらがな）、図、絵などを組み合わせて、具体的にわかりやすく丁寧に情報を伝えます。
発達障がいのある人	○文字（ひらがな）、図、絵や実際の物を用いて、スケジュールや場所の変更などの情報を伝えます。 ○簡潔かつ具体的な内容での説明や穏やかな声で伝えます。
精神障がいのある人	○精神的に不安定になる場合があることに配慮し、正確に情報を伝達します。

※１　相手が理解しているかその都度、確認しつつ伝えます。
※２　理解するのに時間を要することを認識して対応をします。
※３　相手に寄り添い、目線を合わせたうえで、親身な対応をします。

③　安否確認

ア　要配慮者の安否確認については、地区対策支部を通じて災害対策本部で把握し、市全体の要配慮者状況を取りまとめます。

イ　地区対策支部職員は、避難所配備職員と連携し、持ち寄られた名簿と安否確認結果を取りまとめて災害対策本部へ報告します。

ウ　地域・地域支援組織だけでは安否確認ができない場合、可能な範囲で健康福祉部（高齢者支援課・障がい福祉課）が電話及び戸別訪問等で確認します。

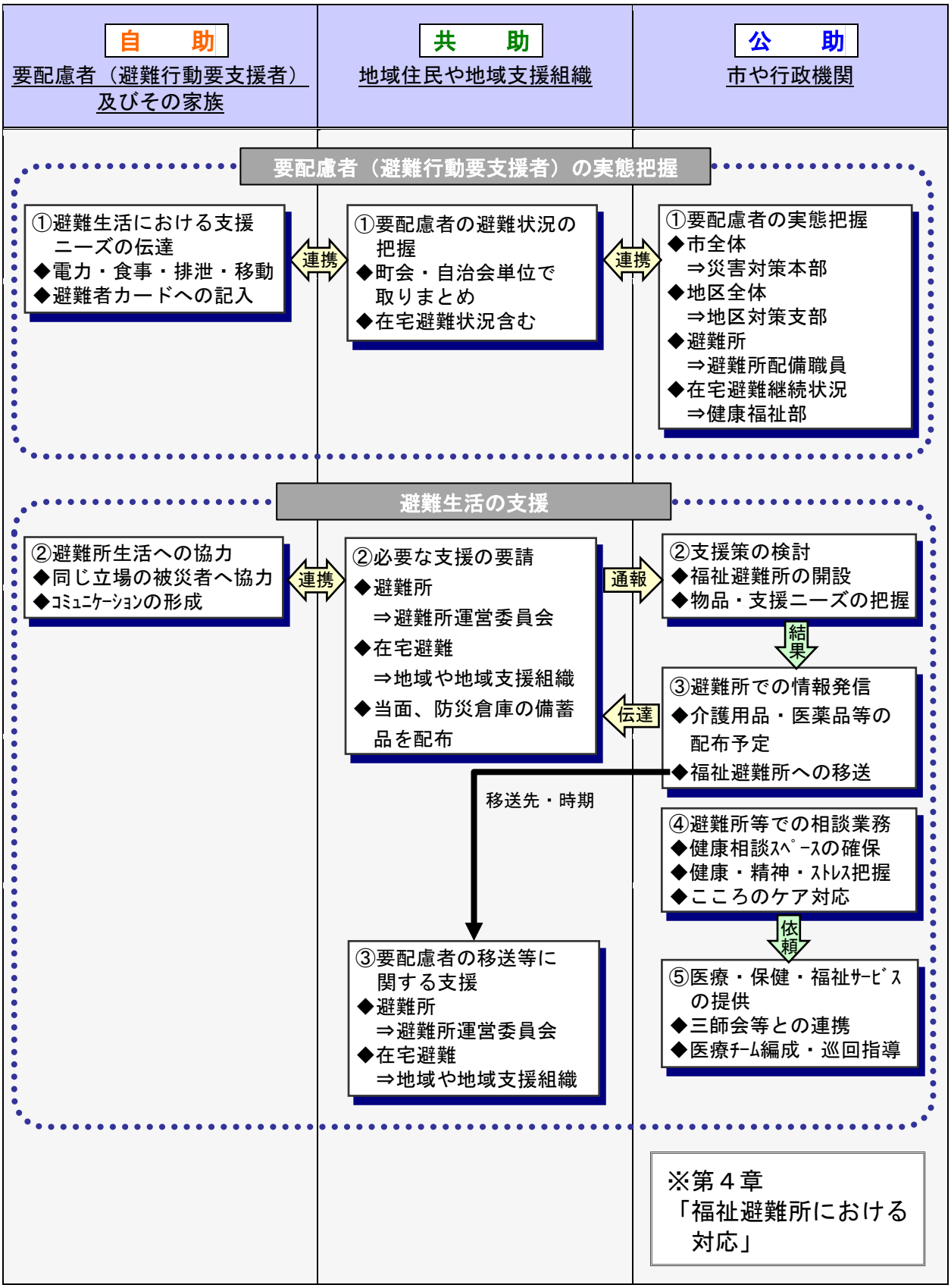
④　救出・救護

災害対策本部は、地域・地域支援組織等から得た救出・救護情報及び避難支援内容について、関係部局・消防本部・消防団及び関係機関との役割分担により対応します。



３．避難生活支援時の対応

■避難生活支援の各主体の取組み■



（１）要配慮者（避難行動要支援者）及びその家族の取組み ≪自助≫

①　支援ニーズの伝達

ア　支援者が不在の際には、自らがどのような支障を抱えているかを周囲の人に伝え（自主防災組織・町会防災担当者、避難所配備職員、地区対策支部職員等）自分に必要な支援内容がわかるように努めましょう。

イ　災害時に必要な支援内容（医療機器稼働に必要な電力、食事・排泄・移動時）を的確に伝えられるよう、自らの状態をカード等に記録し、普段から携帯するようにしましょう。

ウ　避難所生活時「避難者カード」の「配慮を要する事項等」欄へ、しっかりと記入しましょう。

※災害が発生した場合、支援者も被害者です。災害の状況によっては、日頃から交流している支援者からの支援を受けられるとは限りません。このような状況においても必要な支援が受けられるよう、心掛けましょう。

②　避難所生活への協力

ア　避難所には、自分と同じ立場・状態の方が避難しているかもしれません。自らの知識や経験に基づいて、同じ立場の被災者に対し、できることがあれば積極的に協力するよう努めましょう。

イ　周囲の避難者とのコミュニケーションを図り、災害情報や支援情報、避難所生活に関する情報の収集に努めるとともに、自身の状態や容態変化等について、迅速に伝達できるようにしましょう。



（２）地域や地域支援組織の取組み ≪共助≫

避難所は、基本的には避難者自身の自治によって運営し、安全を確保した上で余力のある地域や地域支援組織も、可能な範囲で協力するものとしています。

また、学校職員や市職員（避難所配備職員）は、避難所の開設及び運営の支援に当たります。

この際、避難所運営について意思決定をするための「避難所運営委員会」や様々な役割を分担して実施する「各種活動担当」を設置し、避難者の自治による避難所運営を行います。

こういった避難所運営委員会や各種活動担当の活動の中で、要配慮者（避難行動要支援者）に対して十分に配慮し、必要な支援を行っていきます。

※各担当や避難所運営委員会が行う具体的な避難生活支援等については、習志野市が作成している「避難所運営マニュアル」をご確認ください。

①　要配慮者（避難行動要支援者）避難状況の把握

ア　地域や地域支援組織は、避難所運営委員会や避難所配備職員及び地区対策支部職員と協力し、要配慮者の避難状況や健康状態を把握します。この際、できる限り町会や自治会単位で取りまとめ、共有します。

イ　地域支援組織は、地区対策支部職員を通じ、在宅避難により、生活をされている要配慮者の状況把握について、災害対策本部（健康福祉部）と協議します。

ウ　避難生活において、安否が確認できない場合又は地域や地域支援組織のみでの活動が困難な場合は、災害対策本部に対し、安否確認や救出・救護等の要請を実施します。

②　必要な支援の要請

ア　各避難所における要配慮者への支援は、避難所運営委員会に実施してもらいます。

イ　地域や地域支援組織は、在宅避難している要配慮者が生活しやすい環境づくりに努め、体調や容態の変化に十分注意するとともに、健康面・精神面の把握に努めます。



ウ　在宅避難生活の中で、要配慮者が必要な支援・物資等のニーズの把握に努め、地区対策支部職員に早期対応を呼びかけ、必要な支援は災害対策本部へ要請するとともに物資については、当面、防災倉庫の備蓄品を配布します。

エ　避難所における救援物資等の入手情報や供給予定等については、地区対策支部に確認し、必要とする要配慮者及びその家族に対して多様な情報伝達手段を用いて情報発信します。

③　要配慮者（避難行動要支援者）の移送等に関する支援

ア　各避難所における移送支援は、避難所運営委員会が対応します。

イ　地域や地域支援組織は、在宅避難による生活が困難な方及び体調や様態が悪くなった方について、実態を把握し、福祉避難所や医療機関への移送の必要性を地区対策支部へ通報します。

（３）市や行政機関の取組み ≪公助≫

①　要配慮者（避難行動要支援者）実態把握

ア　地区対策支部職員は、避難所配備職員と連携して地域や地域支援組織や避難所運営委員会の協力を得て、要配慮者の実態把握に努め、支援要望やその内容を災害対策本部へ報告します。

イ　要配慮者の避難状況等は、災害対策本部（健康福祉部）で適切に管理します。この際、安否が確認できない要配慮者がいる場合は、健康福祉部から職員を派遣し、地域や地域支援組織と協力して、再度、安否確認を行います。

ウ　避難所配備職員は、避難所に避難している要配慮者の実態把握に努めます。

エ　健康福祉部（高齢者支援課・介護保険課）は、在宅で避難生活を継続している要配慮者について、戸別訪問又は地域、地域支援組織若しくは介護事業者に協力を要請し、聴き取り等により、状況把握に努めます。

■把握する情報の例■

- ○ 要配慮者の健康状態（体調・容態）や要配慮者が抱える支障
- ○ 在宅避難の場合、電気・食料・水等の確保状況
- ○ 現在の生活の状況について
  （同居家族・支援者の有無、食事等の状況、トイレ　等）
- ○ 避難生活に当たって、必要な支援・サービス・物資の内容
- ○ 今後の避難生活の方向性について
  （避難所生活か、親戚等の家に移動するか、在宅避難か）
- ○ その他、避難生活において困っていること　等

②　支援策の検討

ア　避難所配備職員は、通常の避難所（小・中・高等学校の体育館、市営体育館等）での生活が困難な要配慮者がいた場合、地区対策支部を通じて災害対策本部に報告し、福祉避難所の開設等について判断を要請します。

イ　福祉避難所開設の可否は、稼働可否に基づき、災害対策本部と健康福祉部（健康福祉政策課）で開設場所・収容割当について協議します

ウ　健康福祉部（健康福祉政策課）は、要配慮者の避難状況、状態・容態、支援や物品のニーズ等を踏まえ、今後の支援策を検討します。

③　避難所での情報発信

ア　要配慮者が情報から孤立しないよう、地域や地域支援組織の協力の下、適切かつ多様な手段を用いて積極的な伝達に努めます。

イ　家族や支援者が必要とする介護用品・医薬品等の入手・配布に努めます。

④　避難所等での相談業務

ア　避難所内に健康相談スペースを確保し、福祉サービス、健康に関することや精神的ショック及びストレスに対するきめ細やかな聴き取り、早期解決できる体制整備に努めます。

イ　健康福祉部は、地区対策支部からの情報に基づき、災害医療本部に対し、こころのケア対応を依頼します。

⑤　医療・保健・福祉サービスの提供

ア　健康福祉部は、三師会（習志野医師会・習志野歯科医師会・習志野薬剤師会）や医療団体、社会福祉施設管理者、補装具等事業者、福祉関係事業者及び専門性の高いボランティア等と連携して避難所や自宅における各種サービスを提供します。

イ　健康福祉部（健康支援課）の看護職を中心に千葉県や専門ボランティア等の協力を得て医療チームを編成し、巡回による保健指導及び栄養指導を行い、疾病や感染症の予防のための必要な衛生管理等を実施します。

ウ　トラウマ（心的外傷）やＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障がい）などの影響により、適切なこころのケアが必要な要配慮者は、心療内科医師やカウンセラー、専門ボランティア、健康福祉部（健康支援課）の看護職等がこころのケアを巡回して実施します。

■ 必要な医療・保健・福祉サービス ■

- ○ 医療チームによる巡回医療
- ○ 福祉避難所、医療機関等への移送
- ○ 訪問介護（ホームヘルプ）サービス
- ○ 通所介護（デイサービス）
- ○ 入浴サービス
- ○ 同行援護
- ○ その他ニーズ・要望のあるサービス

エ　避難所において治療が必要な患者等が発生した場合、速やかに最寄りの応急救護所に移送するか、状況によっては、災害医療本部と連携し、災害医療コーディネーターの指示の下、救急告示病院や災害時後方医療機関へ直接移送します。

第4章　福祉避難所における対応

１．災害に備えた事前対策

①　福祉避難所の確保

市では、体育館などの避難所では生活することが困難な要配慮者に対し、社会福祉法人等との協定締結により、「福祉避難所」を指定しています。

■市が指定している福祉避難所■　令和８年３月１日現在

連番	法人名	施設名	住　所
1	社会福祉法人　江戸川豊生会	特別養護老人ホーム 「かがやきの郷　福楽園」	東習志野 1-1-20
2	社会福祉法人　八千代美香会	地域交流プラザ「ブレーメン習志野」	東習志野 2-10-3
3	社会福祉法人　康徳会	認知症高齢者グループホーム「あかしや」	東習志野 3-12-1
4	社会福祉法人　旭悠会	特別養護老人ホーム「習志野偕生園」	新栄 1-10-2
5	社会福祉法人　慶美会	特別養護老人ホーム「マイホーム習志野」	屋敷 1-1-1
6	社会福祉法人　豊立会	東部保健福祉センター	屋敷 4-6-6
7	医療法人社団　愛友会	サテライト型小規模介護老人保健施設 「あっとほーむ習志野」	大久保 4-2―11
8	NPO 法人　希望の虹	障害福祉サービス事業所 「希望の虹レインボー学園」	鷺沼台 2-19-30
9	社会福祉法人　江戸川豊生会	養護老人ホーム「白鷺園」	鷺沼 3-6-44
10	社会福祉法人　豊立会	特別養護老人ホーム 「玲光苑習志野ローズ館」	谷津 3-14-7
11	社会福祉法人　慶美会	特別養護老人ホーム「サンクレール谷津」	谷津 4-6-10
12	社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会	老人福祉センター「さくらの家」 地域福祉センター「いずみの家」	秋津 3-4-1
13	社会福祉法人　習愛会	障害福祉サービス事業所「花の実園」	秋津 3-4-1
14	社会福祉法人　習愛会	障害福祉サービス事業所「あきつ園」	秋津 3-4-2
15	社会福祉法人　清和園	「ゆいまーる習志野」介護老人福祉施設	秋津 3-5-1
16	医療法人社団　愛友会	介護老人保健施設「ケアセンター習志野」	秋津 3-5-2
17	社会福祉法人　清和園	特別養護老人ホーム「セイワ習志野」	秋津 3-5-3
18	社会福祉法人　あひるの会	障害福祉サービス事業所「あかね園」	茜浜 3-4-5

■福祉避難所に関する主な対応と関係部署■

共通事項	○福祉避難所の対象者の把握 ○福祉避難所として利用可能な施設の把握 ○支援員の確保、支援物資の確保
各担当職員の業務	○開設及び閉鎖の決定・・・・・・・・・・・・・・・災害対策本部（危機管理課） ○全体調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康福祉部（健康福祉政策課） ○災害対策本部との連絡調整・・・・・・・・・・健康福祉部（健康福祉政策課） ○福祉避難所として利用可能な施設の把握 ・・・・・・健康福祉部（高齢者支援課・介護保険課） ○避難所における移送者の調整・・・・健康福祉部（障がい福祉課・生活相談課） ○ボランティアセンターとの連絡調整・・・・・・健康福祉部（健康福祉政策課）

２．災害発生時の対応

①　社会福祉施設への情報伝達

健康福祉部（高齢者支援課・介護保険課）は、福祉避難所となる社会福祉施設の管理者に連絡し、災害状況や避難情報（警戒レベル、高齢者等避難・避難指示）を伝達します。

②　福祉避難所開設の判断

ア　地区対策支部は、要配慮者の健康状態やニーズ等を把握し、災害対策本部へ報告します。

イ　健康福祉部（健康福祉政策課）は、社会福祉施設の管理者に、福祉避難所としての運用可否について、確認するとともに施設名称、所在地、開設可能時期、受入可能人数等を災害対策本部へ報告します。

■社会福祉施設管理者への確認項目■

□	施設（建物躯体）の被害発生状況は
□	設備（医療機器・空調機器）等の被害発生状況は
□	上下水道の被害発生状況は
□	入所者、利用者等の被害状況、負傷者の発生状況は
□	入所者、利用者等の避難の必要性は
□	職員の被害状況、参集状況は
□	職員の対応の可否など、活動の状況は
□	福祉避難所としての運用可否は
□	★運用可能な場合⇒受入可能人数、受入可能時期
□	★運用可能な場合⇒対応可能な避難行動要支援者の特性
□	緊急入所等の受入れの可否は
□	施設等の復旧見込みは

ウ　災害対策本部は、地区対策支部からの各避難所及び在宅避難における福祉避難所を必要とする要配慮者数を全市的に把握し、健康福祉部（健康福祉政策課）と協議の上、開設を判断します。

③　福祉避難所の開設準備

ア　健康福祉部（健康福祉政策課）は、各課（障がい福祉課、生活相談課、高齢者支援課、介護保険課）に対して開設準備を指示し、開設に向けた対応を開始します。
イ　高齢者支援課と介護保険課は、「要配慮者要請書」（様式－１）に必要事項を記入し、福祉避難所への要請手続きを進めます。
ウ　開設する福祉避難所の所在地、開設予定時期、受入可能人数と福祉避難所での生活を希望する要配慮者数により、避難先を決定・配分するとともに、その内容を災害対策本部と地区対策支部に伝達します。
エ　健康福祉部（障がい福祉課・生活相談課）は、地区対策支部から報告された情報に基づき、福祉避難所への移送が必要な要配慮者を把握します。
オ　移送対象者の状態・容態・特徴等を踏まえ、「誰を」「どの福祉避難所へ」「いつ」「どのような手段で」移送するかについて庁内関係部局及び関係機関と協議し、決定します。
カ　決定した内容は、地区対策支部又は避難所配備職員等を通じて要配慮者及びその家族、支援者等へ伝達し、移送の準備を行うよう依頼します。
キ　協議・決定した移送に関する情報を取りまとめ「福祉避難所別要配慮者リスト」を作成し、庁内関係部局及び関係機関と情報共有するとともに、適切に管理します。

④　福祉避難所の開設

ア　健康福祉部（高齢者支援課・介護保険課）は、要配慮者の避難先の決定・配分に基づき、福祉避難所の開設を要請します。
イ　開設の要請を受けた施設では、必要な資機材の準備を進め、福祉避難所を開設します。
ウ　福祉避難所は、受入の体制が整った場合、開設完了の旨を健康福祉部に報告します。
エ　健康福祉部は、災害対策本部に、福祉避難所開設の報告をします。
オ　指定する福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、健康福祉部で検討の上、市全域での調整を行います。
カ　市全域での調整によっても不足する場合は、千葉県に協力を要請し、他自治体への協力を求めます。



⑤　福祉避難所の移送

ア　健康福祉部（高齢者支援課・介護保険課）は、移送に先立ち、移送する要配慮者についての情報（状態・容態・特徴など）、移送の時期・移送手段等について連絡します。
　この際、対応要員や資器材が確保の有無を確認します。
イ　移送対応について、避難者、地域や地域支援組織の協力を依頼します。
ウ　移送が完了したならば災害対策本部へ報告します。

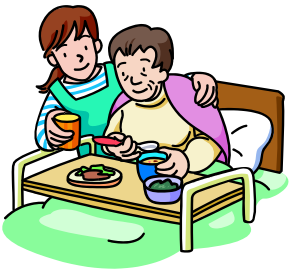


⑥　福祉避難所における対応

ア　健康福祉部（高齢者支援課・介護保険課）は、要配慮者の避難先の決定・配分に基づき、福祉避難所の開設を要請します。

イ　基本的には施設の職員が主体的に行いますが、健康福祉部（高齢者支援課・介護保険課）が福祉避難所との窓口となり、支援要請等を受け付けるとともに早期対応に努めます。

ウ　健康福祉部（健康福祉政策課）は、人員や物資の支援要請等について、総合的に管理し、健康福祉部各課に調整等を指示します。



エ　健康福祉部（健康福祉政策課）は、介護や福祉に関するボランティアの派遣について、千葉県を通じて対応要員の確保に努めます。

　併せて、災害ボランティアセンターに登録された方の中で介護や福祉に関する専門的知識を有するボランティアの方にも協力を求めます。

エ　支援に必要な日常生活用品、食料、医薬品等について、協働経済部（産業振興課）や関係機関と連携し、調達・確保に努めます。

第5章　乳幼児とその保護者の取組み

１．災害に備えた事前対策

①　災害対応の事前確認



ア　乳幼児と一緒に避難する場合には、段差や溝及び急な坂、ブロック塀など、子どもを含め障害となる箇所や施設の把握に努めましょう。

イ　保護者は、一時避難場所や避難所となる学校等まで、乳幼児と一緒に歩いてみて、自分たちが危ないと思う場所や位置を地図に書き、安全な避難経路等を確認しておくようにしましょう。

ウ　日頃から幼稚園や保育所等の育児施設と連携を図り、災害時の連絡体制や一時預かり等の保護対応並びに不測事態時の留意事項等について確認し、適切な行動が取れるようにしておきましょう。

②　必要な物品の備蓄等

ア　学校等で避難所生活をすることとなった場合、育児に必要となる物資や食料を概ね３日分確保し、ローリングストックに心掛けましょう。

※育児に係る物資・食料は各家庭で様々であり、避難所に十分な備蓄がされているとは限りません。また、災害時には、物流も混乱し、平常時と同じような調達が難しくなります。

イ　健康福祉部及びこども部は、乳幼児を抱える家庭が必要とする物資・食料の把握に努めるとともに災害対策本部において協議の上、各避難所へ備蓄の拡充を推進します。

ウ　乳幼児を抱える家庭では、通常の物資・食料等に加え、以下のようなものが必要となります。この際、自助による非常用持出品を備蓄・準備を進め、災害時に備えましょう。

■乳幼児を抱える家庭で必要となる物品の例■

非常用持出品としての用意が望ましい物品の例（自助）
○ 紙おむつ　○ 洗浄綿　○ バスタオル又はベビー用毛布　○ ガーゼ　○ 哺乳びん ○ 粉ミルク（液体ミルク）　○ ミネラルウォーター　○ 離乳食（ベビーフード） ○ スプーン　○ 紙コップ　○ 母子健康手帳　○ 抱っこ紐・おんぶ紐 ○ アレルギー対応食品　○ 子どもが好きなおもちゃ・絵本　○ 歯ブラシ（口腔ケア用品） ○ 授乳服（授乳ケープ）　○ 子どもの健康保険証・子ども医療費助成受給券　等
避難所等への備蓄を進める物品の例（公助）
○ 紙おむつ　○ おしりふき　○ ベビー用毛布　○ バスタオル　○ 哺乳びん ○ 粉ミルク　○ ポット　○ 間仕切り　○ 消毒剤　○ ベビーカー ○ ベビーベッド　○ 乳幼児用衣服　○ マスク　○ 抱っこ紐・おんぶ紐　等

③　所在把握、支援体制の整備

ア　地域や地域支援組織は、日頃からのコミュニケーションや地域の活動などを通じて、地域内の乳幼児を抱える家庭の把握に努めましょう。
イ　健康福祉部及びこども部は、出生届書や住民基本台帳等の情報、幼稚園・保育所等育児施設との連携などにより、乳幼児を抱える家庭の所在把握に努めます。
ウ　日頃から関係団体との連携体制の強化に努め、災害時に保育士等を避難所等へ配置又は派遣ができるよう努めます。

２．災害発生時の対応

①　避難誘導、避難支援

ア　乳幼児の避難に当たって、地域や地域支援組織及び関係団体等は、地域一体となって乳幼児の数に対する支援者を十分に確保し、必ず保護者及び施設職員など大人の保護のもと、対応できるようにしましょう。
イ　避難所等で保護者と別行動となった乳幼児がいた場合には、保護者による引き取りがあるまで、地域や地域支援組織及び避難所運営委員会で保護し、避難所での保護者探しに協力しましょう。



②　支援体制の早期確立

ア　健康福祉部及びこども部は、保育士や育児施設の職員など、対応に慣れたボランティアの早期確立と派遣に努めます。
イ　地域や地域支援組織及び一般ボランティア等へ協力を求め、連携して相談等の対応に当たります。

③　避難所における支援

ア　避難所運営委員会は、避難所に備蓄している紙おむつなど、育児用の物資等を乳幼児の避難状況に応じて適切に分配します。
イ　育児用物資等に不足が生じる場合には、地区対策支部を通じて災害対策本部へ調達を要請し、必要な物資等の確保に努めます。
ウ　乳幼児は泣いたり、大声を出したりすることが多く、避難所にいる他の避難者の負担となる可能性があるため、居住空間のレイアウト等に配慮します。この際、母子家庭等、同じ条件の家族同士が集まって生活できるよう検討するとともに授乳やおむつ交換などを行う部屋・場所の確保に努めます。



エ　避難所運営委員会は、寒暖の差への適応力が低く、体調を崩す可能性が高い乳幼児のため、避難所施設管理者と調整の上、空調設備のある部屋を用意するよう努めます。

オ　災害による生活環境の変化から不安感や恐怖心を抱くため、乳幼児や保護者及びその周囲の方々への声かけなどにより、リラックスできるようこころのケアに努めましょう。

④　健康管理の徹底

乳幼児は、感染症などウイルスの影響を受けやすいため、容態や体調の変化に注意するとともに保健師等による巡回健康相談を活用し、体調管理に気をつけましょう。

第6章　妊産婦の取組み

１．災害に備えた事前対策

①　必要な物品の備蓄等

ア　学校等で避難所生活をすることとなった場合、必要となる物資や食料を概ね３日分確保し、ローリングストックを心掛けましょう。

※妊産婦特有の物資は、災害時、十分に確保することが困難になることが予想され、平常時と同じような調達が難しくなります。



イ　健康福祉部及びこども部は、妊産婦が必要とする物資・食料の把握に努めるとともに災害対策本部において協議の上、各避難所へ備蓄の拡充を推進します。

ウ　妊産婦の避難生活においては、通常の物資・食料等に加え、以下のようなものが必要となります。この際、自助による非常用持出品を備蓄・準備を進め、災害時に備えましょう。

■ 妊産婦の避難生活で必要となる物品の例 ■

非常用持出品としての用意が望ましい物品の例（自助）			
○ ブランケット	○ ビニール風呂敷	○ ティッシュペーパー	○ 清浄綿
○ 常備薬	○ 下着・衣類	○ 歯ブラシ(液体ハミガキ)	○ 新聞紙
○ 保険証	○ 診察券	○ 母子健康手帳	○ お薬手帳
○ 新生児用品	○ 生理用品　等		
避難所等への備蓄を進める物品の例（公助）			
○ 毛布	○ マット	○ マタニティウェア	○ 消毒剤
○ 栄養補助食品	○ マスク	○ エチケット袋	○ 生理用品　等

②　所在把握、支援体制の整備

ア　地域や地域支援組織は、日頃からのコミュニケーションや地域の活動などを通じて、地域内の妊産婦家庭の把握に努めましょう。

イ　健康福祉部及びこども部は、妊娠届出書や母子健康手帳の発行記録等の情報などにより、妊産婦家庭の所在把握に努めます。

ウ　日頃から関係団体との連携体制の強化に努め、災害時に助産師等を避難所等へ配置又は派遣ができるよう努めます。

２．災害発生時の対応

①　避難誘導、避難支援

ア　妊産婦の避難に当たって、地域や地域支援組織及び地域住民は、動ける範囲やできる事が制限される妊産婦のため、荷物をもってあげる等、一時避難場所や避難所までの間、支援を行いましょう。

イ　特に、妊娠中期～後期であれば、足元が見えにくい、身体が思うように動かないなどが考えられるため、誘導・支援する際には段差が少なく、安全な経路を使用するようにします。

ウ　体調面の不安から避難に対して消極的になることも考えられるため、避難の必要がある場合、地域や地域支援組織及び地域住民は、戸別訪問により、避難行動の開始を積極的に促すようにしましょう。

②　避難所における支援

ア　妊娠初期～中期は、妊娠していることが分かりにくく、避難時や避難生活などにおいて、必要な支援が受けられない可能性があるため、「マタニティマーク」等を積極的に活用し、周囲へのアピールに心かけましょう。

マタニティマーク

◆マタニティマークは、妊産婦が交通機関を利用する時などに身につけ、周りの人が配慮しやすくするためのものです。避難や避難生活等においては、妊産婦であることを周囲に把握してもらうために活用できます。



イ　避難所運営委員会は、胎児への影響を考慮し、横になれるスペースやリラックスして休める環境を妊産婦に用意することが望ましいため、居住空間のレイアウトへの配慮及び空調設備のある部屋や和室並びに個室等の確保に努めましょう。

③　健康管理の徹底



ア　妊産婦は、感染症などウイルスの影響を受けやすいため、容態や体調の変化に注意するとともに保健師等による巡回健康相談を活用し、体調管理に気をつけましょう。

イ　避難所運営委員会は、環境の変化による体調の悪化及び栄養不足による胎児や身体への影響を考慮した場合、避難所での生活においても栄養を十分にとる必要があるため、気分が悪い時にも栄養を摂取できるような食料の確保に努め、確実に分配できるよう十分に配慮する必要があります。

第7章　病弱者(慢性疾患を有する方等)の取組み

１．災害に備えた事前対策

①　必要な物品の準備



ア　学校等で避難所生活をすることとなった場合、必要となる物資や食料を概ね１週間分確保し、食料品等のローリングストックを心掛けましょう。
※災害時には病院も当分の間、診療ができなくなる可能性があるため、日頃服用している薬やかかりつけ医療機関の連絡先などを明記したメモ及び日頃使用している装具なども準備しておきましょう。

イ　食物アレルギーを有する方は、食物アレルギー対応食品や誤食時の緊急薬、食物アレルギーサインプレートなどを準備しておきましょう。

ウ　病弱者（慢性疾患を有する方等）の避難生活においては、疾患の特性に応じた物資・食料等に加え、以下のようなものが必要となります。この際、自助による非常用持出品を備蓄・準備を進め、災害時に備えましょう。

■病弱者の避難生活で必要となる物品の例■

非常持出品としての用意が望ましい物品の例（自助）
○ 日頃服用している薬　○ 緊急時に使用する薬　○ ミネラルウォーター　○ 災害用蓄電池
○ お薬手帳等のコピー　○ 病歴などを簡単にまとめたメモ
○ かかりつけ医療機関の連絡先のメモ　　○ 食物アレルギーサインプレート
○ 日頃使用している装具
○ 歯ブラシ(液体ハミガキ)　○ タオルやウエットティッシュ　○ マスク　等

②　支援体制の整備

ア　地域や地域支援組織は、日頃からのコミュニケーションや地域の活動などを通じて、可能な範囲で地域内の病弱者把握に努めましょう。

イ　健康福祉部は、平常時から福祉避難所が設置される施設との連携方法や役割分担等について明確化し、福祉避難所を指定するとともに支援体制について周知・調整します。

ウ　福祉避難所は、医療機関等との連携体制の確保に努めます。

２．災害発生時の対応

①　避難誘導、避難支援

ア　病弱者（慢性疾患を有する方等）の避難に当たって、地域や地域支援組織及び地域住民は、その疾患の状況により、迅速な避難行動をとることが困難である病弱者のため、荷物をもってあげる等、一時避難場所や避難所までの間、支援を行いましょう。

イ　体調面の不安から避難に対して消極的になることも考えられるため、避難の必要がある場合、地域や地域支援組織及び地域住民は、戸別訪問により、避難行動の開始を積極的に促すようにしましょう。

②　避難所における支援

ア　避難所運営委員会は、環境の変化による体調の悪化などの影響を考慮し、横になれるスペースやリラックスして休める環境を病弱者に用意することが望ましいため、居住空間のレイアウトへの配慮及び空調設備のある部屋や和室並びに個室等の確保に努めましょう。

イ　避難生活が困難な病弱者については、福祉避難所への移送を要請するとともに体調を崩したり、病状が悪化した場合は、応急救護所に移送します。

ウ　食物アレルギーを有する方に対する配給は、誤食によるアナフィラキシーショックのリスクもあるため、災害で流通機能が麻痺し、食物が不足するような状況では、アレルゲンに対するいっそうの注意が必要です。

エ　子どもは、アレルゲンを理解していないことも多く、避難所などで周囲の人からもらったお菓子などをつい口にしてしまうことがあり、予測できない誤食事故の起こるリスクを理解するとともに、食料を配給するときは、アレルギーの有無を十分に確認するよう努めましょう。

※１　避難時や避難生活などにおいて、慢性疾患を有するような病弱者は、とても苦しい思いをします。

※２　要配慮者を含めた避難者全員が、できるだけ避難所生活で不自由や不快な気持ちにならないよう、避難者同士で助け合いましょう。

第8章　日本語の理解が十分でない外国人の取組み

１．災害に備えた事前対策

①　防災意識の高揚

ア　災害時に支援を受けたり、他の避難者と協力して円滑に避難生活を送るため、日本語の理解が十分でない外国人の方は、日頃から近所や地域の人とコミュニケーションをとることが重要であることから地域や市が行う防災訓練やその他イベントへ積極的に参加し、地域の方々との交流を深めましょう。

イ　防災訓練等を通じて、一時避難場所や避難所の位置及びそこまでの経路を確認して災害時の円滑な避難行動につなげましょう。

ウ　協働経済部（協働政策課）及び地域や地域支援組織は、災害時の対応などについて、外国語を併用した一時避難場所等の表示及びパンフレット等を作成し、災害発生時に的確に対応できるよう環境づくりに努めましょう。

エ　上記資料を活用し、日頃から外国人への防災知識の普及・啓発に努めましょう。

②　支援体制の整備

ア　地域や地域支援組織は、防災訓練等の防災に関する活動だけでなく、季節の行事やイベント等に地域の外国人の参加を促し、日頃から積極的にコミュニケーションを図るようにします。

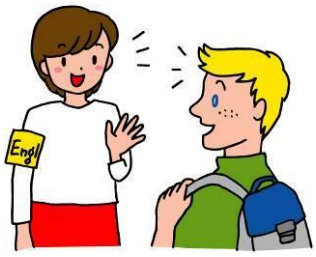
イ　協働経済部（協働政策課）は、日頃から千葉県、習志野市国際交流協会、ボランティア団体等の関係機関との連携体制の強化に努め、災害時等には避難所などへ通訳ボランティアを配置又は派遣できるよう整備して行きます。

２．災害発生時の対応

①　確実な情報発信、情報伝達

ア　避難所配備職員は、多言語で表記した案内板や広報紙、掲示板による情報発信を行い対応に当たるとともに、図・絵・ジェスチャーなどを活用し、確実に情報が伝わるよう努めます。

イ　避難所等に通訳ボランティアなどを派遣し、災害に関する情報や避難生活の支援情報等について、多言語による情報の周知・啓発が行えるようできる限り速やかに体制整備を行い日本語の理解が十分でない外国人の円滑な対応を支援します。



②　避難所における支援

ア　避難所運営委員会は、通訳ボランティアと連携し、外国人と日本人の生活習慣や文化が異なることがあり、多方面で配慮する必要があるため、避難所での生活のルールを理解してもらえるよう努めましょう。

イ　通訳ボランティアや習志野市国際交流協会など各種団体の協力の下、外国人向けの相談窓口を設置するなど、外国人避難者に対するメンタルヘルスケアの実施に努めます。

ウ　避難所生活において、問題が解消されなくても、母国語で会話する機会を設ける等、精神的に良い環境の構築に着意しましょう。

※外国人が日本人の生活環境やルールに合わせて共同生活を送る場合、様々な制約を強いられることが予想され、精神的な不安定により体調を崩したり、トラブルを引き起こしたりする可能性があります。

要配慮者支援に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．避難行動要支援者名簿は、なぜ地域に開示しないのですか？
Ａ１．名簿の提供先を広げることによる、個人情報の漏えい及び犯罪発生（活用）の防止又はリスクを最小限に抑えるためです。しかしながら、地域での支援をいただきたいことから開示について検討中です。

Ｑ２．要配慮者は、災害時、すぐに福祉避難所に避難できますか？
Ａ２．福祉避難所は、発災後、すぐに開設することはできません。開設するためには、まず福祉避難所の建物等の被害状況や福祉機能の稼働の可否について把握しなければなりません。また、要配慮者の状況を把握したうえで、受入れの可否、受入可能人数などについて確認し、どこの福祉避難所に避難させるかなどの準備がありますので、開設は、発災後３日前後が目安となります。

Ｑ３．要配慮者のケアは、どの様に行政（市）として考えていますか？
Ａ３．要配慮者の被災状況や支援の必要性の可否について、健康福祉部をもって実態を把握し、習志野保健所（習志野健康福祉センター）などの関係機関と連携して各避難所や在宅避難されている方々の健康相談を実施します。

災害時における要配慮者
支援マニュアル

― 様 式 集 ―

様式－１

要配慮者要請書

様

習志野市長

貴施設において要配慮者の受入れを要請いたします。

受け入れ施設	

（１）要配慮者等

氏　　名	
性　　別	
生 年 月 日	
住　　所	
心身の状況	
連 絡 先 等	

（２）身元引受人

氏　　名	
要支援者との関係	
住　　所	
連 絡 先 等	

（３）使用する期間

年　　月　　日～　　年　　月　　日

災害時における要配慮者支援マニュアル

附則
平成２６年　３月　策定
平成３１年　４月　一部修正
令和　５年　３月　一部修正
令和　８年　３月　一部修正
令和　８年　６月　一部修正

作成　　習志野市　総務部　危機管理課
■電　話　０４７－４５３－９２１１
■ＦＡＸ　０４７－４５３－９３８６
■E-mail　bousai@city.narashino.lg.jp